

明治学院大学
「平成 28 年（2016 年）熊本地震」
被災者学費減免特別措置 募集要項
【2017 年 4 月入学者対象】

下記の要領で、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」被災者学費減免特別措置の募集を行います。

受付期間：2017 年 4 月 3 日（月）～ 28 日（金）

■受付場所、時間

横浜学生課、窓口事務取扱時間内（月～金：9:30～11:45、12:30～16:30 土：9:30～12:00）

※ 出願は学生本人に限ります。

■対象者

「平成 28 年（2016 年）熊本地震」による災害救助法適用地域およびその周辺地域で、父母または父母に代わって家計を支えている方が被災した学部学生。

■措置の内容

別表に示す基準により、被災状況に応じて 2017 年度の各学期の学納金等の一部または全部を減免します。なお、減免の実施は 2017 年度限りとなり、2018 年度以降は実施しません。

■提出書類

(1)申請書（所定用紙）

学生部 Web サイトの奨学金ページからダウンロードできるほか、横浜学生課窓口でも配布しています。

(2)被災状況を証明する書類

コピー可。被災内容によって証明に要する書類が異なりますので、詳細は別表を確認してください。

(3)奨学生カード（未提出者のみ）

学生課窓口で配布しています。（他の奨学金の申込で既に提出済の方は、改めての提出は不要です。）

■採用者決定

提出書類および面接により被災状況を審査の上決定します。

■結果発表

出願者には、審査の結果を文書で通知します。

■問い合わせ先

横浜学生課：045-863-2029

2017 年 4 月 1 日 明治学院大学 学生部

■別表（減免基準）

減免区分（※1）	対象とする被災状況	減免額 （2017年度春・秋各学期について）
人的被害に係る減免（※2）	死亡または安否不明	学納金等の全額（入学金を含む）
家計急変に係る減免（※2）	失業・事業破綻	授業料と施設費についてそれぞれ半額
家屋被害に係る減免（※3）	全壊・火災による全損	学納金等の全額（入学金を含む）
	大規模半壊	授業料の全額
	半壊・火災による半損	授業料と施設費についてそれぞれ半額

- ※1 複数の減免区分に該当する場合は、減免額が最も大きくなる区分を適用します。
- ※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方を対象とします。被災状況の判定に際しては、事実が確認できる証明書類を提出してください。
- ※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方の居宅を対象とします。自己所有・賃貸の別は問いません。被災状況の判定は罹災証明書に基づいて行います。

■被災状況を証明する書類

被災（罹災）状況に応じ、下表のいずれかの書類を提出してください。ただし、複数に該当する場合は、減免額がもっとも大きい被災（罹災）についてのみの提出でかまいません。

被災（罹災）状況		証明書類（コピー可）
人的被害	死亡または安否不明	死亡または安否不明となったことを証明する公的な証明書類（死亡診断書など）（※2）
家計急変	失業・事業破綻	失業または事業破綻したことを証明する書類（雇用保険受給資格者証、退職証明書、離職票、廃業証明書など）（※2） 被災前と被災後の収入（所得）に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書など）
家屋被害 （※1）	全壊・火災による全損	市町村が発行した罹災証明書（※3）
	大規模半壊	
	半壊・火災による半損	

- ※1 家屋被害については居宅を対象とします。居宅として使用しない店舗や事務所、倉庫等は対象外です。居宅兼用の店舗や事務所等については実情に応じて判断します。
- ※2 その書類の記載内容により被災との因果関係が証明できるものをご提出ください。公的な証明書類の記載のみでは被災との因果関係が証明できない場合は、因果関係の詳細が分かる事情書（様式任意：要署名・捺印）を被災された方本人（死亡・安否不明の場合や本人による作成が困難な場合はそれに代わる方）が作成し、公的な証明書類とともに提出してください。
- ※3 提出する罹災証明書に記載されている被害認定に不服があり再審査を請求中（または請求予定）の方は、その旨を申請書表面の「被災状況について」欄に記載してください。